

事務所通信

Progress ~ 進歩 ~

一期一会

平敏27年1月号(広告)
 2015年1月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅 孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第92号
 発行担当者:池田 未弥

あけましておめでとうございます。



旧年中は、格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。
 皆様お健やかに新しい年を迎えられたこと、お慶び申し上げます。
 弊社は平成26年8月1日に、三宅孝治税理士事務所から、三宅税理士法人に組織変更をさせて頂きました。これもひとえに、お客様をはじめ、ご支援くださっている方々のおかげと心より感謝申し上げます。
 税理士法人への変更を、第二創業と考え、今以上のサービスをご提供させて頂くために、情熱を持って新しいことにチャレンジ更にお客様に喜んでいただけるように、スタッフ一同、精進して参ります。
 平成26年を振り返ると、中小企業には、4月の消費税等の8%への変更、物価の上昇などによる消費の低迷、為替市場での急激な円安などにより企業経営に大きな影響を与えました。
 しかし、平成27年には明るいニュースも多くあり、政治の安定による景氣の回復への期待や上場株式の株価上昇による企業等が保有する株式の含み損の解消などにより今後の経済状況に大きな期待ができるでしょう。
 私は今年のキーワードは「人」だと考えています。近年、大企業を中心に業績の回復がみられ、大企業による社員の採用が増え、中小企業の多くは人材不足に悩まされています。それぞれの企業が魅力的な仕組みを創り上げ、人が生き活きと働ける環境を作る、いわゆる人の成長を促すことが企業の今後を大きく左右してゆくと考えます。
 人財育成が大きなカギとなるでしょう。人が集まる、明るく元気な企業に創りあげることが重要な課題です。
 強い信念をもって人を磨き、商品を磨き、サービスを磨き、笑顔あふれる組織に致しましょう。
 必ず、良いことが訪れると思います。
 本年が皆様方にとって、より良い年になられますことを、心よりお祈りいたします。

三宅税理士法人
 代表社員 税理士 三宅孝治

従業員からお客様へ

昨年の流行語にもノミネートされた「ありのまま」。
 まだまだ勉強不足、経験不足な私は「ありのまま」ではなかなか振る舞えず、いつも精一杯の背伸びをしている毎日です。
 一日一日を大切にしながら、いつか「ありのまま」の自分でも恥ずかしくないような人間になりたいと思う今日この頃です。
 本年もご指導のほど宜しくお願い致します。 鳥越 俊佑

「企業は永遠に続く」その前提の下、だからこそ「会計期間」で区切り、業績を計ります。
 私たちも、期間を人為的に区切り、反省と改善を繰り返さなくては、進化・深化・真価で、本年も改善の年に致します。
 どうぞ暖かく見守って頂けたら幸いです。 田村 和輝

私の人生設計では、昨年が前半最後の年でした。
 残りの期間を折り返しと捉えるか、後半戦のスタートと捉えるかで、その後の人生の取り組みが変わってくると思っています。
 常に前に前に進み続ける自分である為の、良いスタートが切れる一年にしていきたいと思っています。
 本年もどうぞ宜しくお願い致します。 山本 武史

27年は新しい事にチャレンジする年にしたいと考えております。
 お客様から教えて頂いた事、事務所内で学んだ事。
 今後活かせる事がたくさんあります。
 成長した姿を見て頂く事が一番の恩返しだと思っておりますので、教えて頂いた事に感謝し、日々頑張ってお参ります。 高木 麻衣

昨年は仕事に慣れることに精一杯で、手探りのまま一年目が終わってしまったような気がします。
 入社二年目の今年は、昨年よりも落ち着きのある行動が出来るようにして、何事にも取り組んでいきたいと思っています。
 本年もどうぞ宜しくお願い致します。 池田 未弥

1年というのはとても早く、昨年の事務所通信の挨拶を書いたのがついこの間のように思います。
 今年の目標は「楽しむ」です。何かを考える時でも、難しいことに挑戦する時も、緊張の場面でも、その時の空気感や、自分の気持ちの変化を楽しめるようにしたいと思っています。もちろん楽しい時間には思いっきり楽しんで！
 また来年の事務所通信の挨拶を書く時に、「楽しい1年だったな～」と思える年を過ごせたらなと思います。 寺田 早織

平成26年は結婚してから25年目、税理士法人として1年目と記念となる年でした。
 これからも一年一年を大切にしていきたいと思ひます。
 本年もどうぞよろしくお祈り申し上げます。 三宅 佐知子

人生も最終コーナーをまわり直線コースに差し掛かってきました。
 直線の先のゴールはまだ見えません。
 なので、まだまだ力を抜くことはしません。
 「新しいこと」・・・やってみようと思っています。
 それがお客様のお役に立てば、とても嬉しいです。
 本年もどうぞ宜しくお願い致します。 岡本 清美

今年是不惑を迎えます。思い悩み迷う事も多々ありますが、仕事においては迷う事なく、成長し続ける自分でありたいと思っております。
 本年もどうぞ宜しくお願い致します。 山崎 亜紀

昨年は、上司から指示されるままに仕事をしていたように思います。
 今年は、自分なりに創意工夫を試みながら、仕事にチャレンジする気持ちを
 持ち続けていきたいと思っています。
 また、ウールのセーターが人を温かく包むように、人に暖かく接するようにがんばります。
 至らない点もあるかと思いますが、本年もどうぞ宜しくお願い致します。 原田 崇徳

< 確定申告 >

今年も個人の所得税の確定申告の時期が近付いてまいりました。



確定申告に必要な書類のご準備はいかがでしょうか？

- ・生命保険料控除証明書(一般・個人年金・介護医療)
- ・地震保険料控除証明書
- ・国民年金保険料控除証明書
- ・小規模企業共済掛金振込証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・源泉徴収票(給与所得、公的年金等)など

以下に該当することがございましたら、次の資料のご準備もお願い致します。

- ・医療費控除：領収書は受診者別、病院別、診療科別に分類し、領収書には病名をご記入ください。
- ・雑損控除：災害、盗難、横領で住宅や家財などに損害を受けた場合の領収書及び明細書。
 (家屋の一部がシロアリにより被害を受けたため修繕を行った場合にも、控除が出来る場合があります。
シロアリの被害を事前に防止するための費用及びシロアリの駆除とともに行う予防のための費用は、応急的措置に係る費用でないことから、雑損控除の対象となりません。)
- ・寄附金控除：寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領書。
- ・生命保険・損害保険の満期：保険会社や郵便局より送付されてくる明細書。
- ・株式等での売却・配当：一般口座・・・株の売買については各取引明細書、配当については配当金支払通知書。
 特定口座・・・株の売買については特定口座年間取引明細報告書、配当については配当金支払通知書。

< 株の売買取引をされている方 >

上場株式等の譲渡損のうち、その年の譲渡益から控除しきれない損失金額を、**毎年確定申告を行うことにより、最大3年間繰り越す事ができ**、その後の取引で生じた株式等の譲渡益から繰り越した譲渡損失を控除することが可能です。

- ・株式や投資信託の損失は、3年間繰り越して、各年分の「株式等譲渡所得」から控除することが可能です。
- ・損失の場合は特に確定申告の義務はありませんが、確定申告を行って損失を繰り越しておくこと、利益が出た年にその分控除できます。
- ・70歳以上の方で、医療費の自己負担割合が1割又は2割の方が「株式等譲渡所得」の申告を行った場合、自己負担割合が3割となるケースや、国民健康保険料や後期高齢者保険料がアップするケースがございます。
また、扶養親族から外れてしまうケースもございます。そのため、申告の際にはご相談下さい。
- ・3年間損失を繰り越すためには、3年の間取引が行われていない年でも確定申告を行うことが必要です。

< 上場株式などの配当収入・譲渡益にかかる税率がアップ >

平成26年分については上場株式等の配当収入や譲渡益にかかる税率が以下のように引き上げられています。
 所得税については2倍以上の引き上げに。平成25年分までは10%軽減税率の特例がありました。

旧	所得税	7% (復興税込 7.147%)	→	新	所得税	15% (復興税込 15.315%)
	住民税	3%			住民税	5%
	合計	10% (復興税込 10.147%)			合計	20% (復興税込 20.315%)

< 確定申告をすると、税金が還付される方は？ >

- ・給与所得者で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除等を受けられる方
- ・給与所得者で、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方
- ・給与所得者で、その年の途中で退職し、その後再就職されなかった方
- ・給与所得者が年末調整で受けられる控除がもれていた方
- ・退職所得について20.42%の税率で所得税を源泉徴収され、その税額が正規の税額より多い方
- ・予定納税をしている方で、確定申告の必要がない方

< ひつじの豆知識 >

羊は、「祥」に通じ、中国の吉祥動物の一つです。
 群れをなすところから「家族の安泰」を表すとされ、いつまでも「平和」に暮らすことを意味しています。
 「未」の干支の特徴としては「穏やかで人情に厚い」とされます。
 また、財テクの才能があるとされ、財を成すのに向いている人も多いようです。



< 1月のカレンダー >

13	火	*12月分源泉所得税・住民税の納付期限
15	木	*経営計画書作成セミナー: Vision
20	火	*源泉所得税(7~12月分)の納付期限 (納期特例届出書提出者)
31	土	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の2・8月決算法人)
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税代4期分の納付期限

31日(土)の提出・納付期限につきましては、土曜日となる為、2月2日(月)となります。

< Visionのご案内 >

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: Vision**
 今月の開催日は**1月15日(木)**です。
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
1月15日(木)	12・1・2月決算法人・個人事業主様	1月9日(金)
2月12日(木)	1・2・3月決算法人・個人事業主様	2月6日(金)
3月17日(火)	2・3・4月決算法人・個人事業主様	3月9日(月)